

韓国

韓国における、風水害保険プログラム

1. 背景と目的

1960年代に、被害を受けた民間施設への支援を韓国政府が開始して以来、国民の要望は大きくなり、それに伴う支援の範囲も拡大の一途をたどっている。国民は、政府は災害被害に対する補償を（支援ではなく）もっとするべきだと単純に考えている。

政府の負担と市民の倫理の欠如をできる限りなくすため、風水害を対象とした保険プログラムが導入された。この保険プログラムは、無償で提供されている現行の様々な支援プログラムを改良し、自主的に安全を守ろうとする文化を推進し、国家予算の負担を軽減することを目的としている。

2. 補償の範囲と現在の状況

自然災害対策法(the Natural Disaster Countermeasures Act)に基づき、台風や洪水、豪雨、嵐、強風、高波、高潮による被害があった場合にこの保険を試験的に適用する対象として、家屋および温室、家畜小屋が設定された。

この保険プログラムを推進するため、9つの地方自治体が選ばれ、資金提供を受けて試行を行う。保険料やその他の基本的な保険関連データを試算するために、過去の被害状況及び将来の危険性に基づいた風水害保険管理地図が作成される。

2004年6月に、風水害関連保険法(Wind and Water Related Insurance Act)案が提出された。2005年5月と10月に同法の先行公示が行われ、国会でそれぞれ審議が行われた。

3. 今後の方向性

保険の対象となる施設が自然災害によって損害を受けた場合、政府はそうした施設の修復費用の援助を行わない。しかし、この保険プログラムはまだ始まったばかりの段階にあるため、保険の対象となるが現在は保険に入っていない建造物が損害をこうむった場合、政府の支援により最低限の援助が行われる。ただし、混乱を最小限に抑えるために政府の支援は漸次的に縮小される。

国家緊急事態管理機関(NEMA, the National Emergency Management Agency)が、対象施設の各種統計データをまとめるためのデータベースシステムの構築と管理を行う予定である。保険事業を推進するために、風水害に関する調査が実施される。

中央および地方政府は、対象物のための関連予算への融資と支援を行い、復旧予算の支援という観点からこの保険プログラムを推進するように奨励されている。

この保険プログラムは、通常の保険業者、保険代行会社、保険販売者および保険会社を通して購入することが出来る。風水害関連保険を、火災保険や損害保険などの一部として販売することも可能である。



〈2004年の吹雪で損壊した家畜小屋〉

－ 忠南道論山市 －



〈2003年の土砂崩れで損壊した家屋〉

－ 江原道三陟市 －

－ 背景

民間資産が被害を受けた際、国民は常に補償金(支援金ではなく)の支払いを求め、その金額も増している。

－ 目的

政府の財政負担を軽減し、国民のモラル・ハザードをなくす。

－ 期間

1997~2003年：実行可能性の検証

2004年：タスクチームによる風水害保険法(案)の作成

2005年：国家評議会(the State Council)での第一回読解後、国会へ送られる

－ 活動実施内容

2006年、同プログラムは「試行」地域となる9つの地方自治体において実施される予定である。

－ 主な成果

民間施設の所有者がもっと注意を払って自分たちの施設や家屋を管理するようになり、政府予算への負担が減少することが期待される。

－ 総予算

590万米ドル(国家予算より520万米ドル、地方予算より70万米ドルを拠出)

－ 連絡先

パク・ドゥケウン氏(Mr. Dugkeun Park)、博士、上級アナリスト

国立防災研究所、国家緊急事態管理機関

住所：253-42, 7th Floor, Gongdeok-Dong, Mapo-Ku, Seoul, 121-719, KOREA

eメールアドレス：dr_park@nema.go.kr

電話番号：+82-(0)2-3274-2244~5

ファックス番号：+82-(0)2-3274-2246